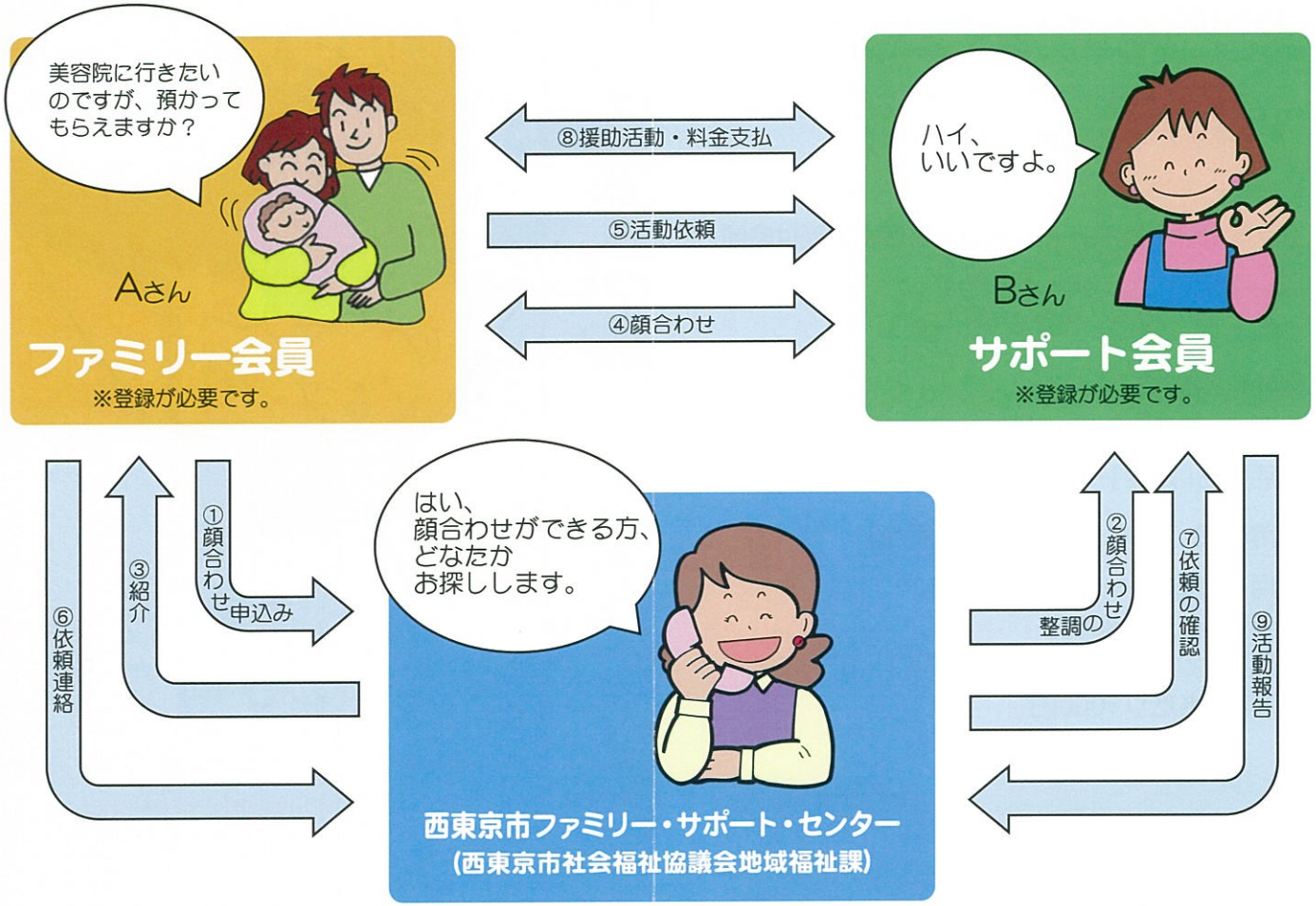
ファミリー・サポート・センターのしくみ



援助活動の内容（原則としてサポート会員宅でお子さんをお預かりします）

例えば
- ◎サポート会員宅での子どもの預かり
- ◎保育園へのお迎えとその後のサポート会員宅での預かり
- ◎朝、ファミリー会員宅での預かりと保育園への送り
- ◎幼稚園への送り・迎え

など

援助を依頼したい時は？

まず、ファミリー会員になってください。会員になるには、説明会に参加して入会申請してください。
（説明会日程については、ファミリー・サポート・センターにお問合せください）

① 活動を依頼するときは、事前顔合わせが必要です。事前顔合わせを依頼したいときは、センター事務局に電話をしてください。

②③ ファミリー・サポート・センター（アドバイザー）がサポート会員の中から依頼条件に合った方をご紹介します。

④ ファミリー会員とサポート会員は事前に連絡を取り合い、お子さんをお預かりする場所で顔合わせをします。

⑤ 顔合わせをしたサポート会員に直接連絡をして、依頼してください。

⑥ ファミリー会員は依頼した内容を、センター事務局に連絡してください。

⑦ センター事務局からサポート会員に依頼の確認をします。確認がとれたら、活動成立です。

⑧ 活動終了後ファミリー会員とサポート会員間で直接利用料金の受け渡しを行います。

⑨ サポート会員が、センター事務局に活動報告書を提出します。

- ○サポート会員希望者は、センターの実施する養成講習会を受けていただきます。
- ○病児・病後児のお預かりはできません。
- ○お預かりするお子さんは、原則として1人です。（兄弟がいる場合は、ご相談をお受けします）
- ○専門的保育ではなく、地域の支えあい事業なので、サポート会員が見つからない場合はご希望にそえない場合もあります。
- ○ファミリー会員、サポート会員ともに事故に備え、補償保険に加入します。

会員募集

説明会後、入会登録時に必要な物
保護者の顔写真1枚
（3cmX2.5cm、スナップ写真可）
印鑑、82円切手

ファミリー会員（子どもを預けたい方）

◆西東京市に住み、仕事や家庭の都合で育児の支援が必要な0歳から小学校6年生の子どもの保護者の方

サポート会員（子どもを預かりたい方）

◆西東京市に住み、満20歳以上で、ファミリー・サポート・センターが実施する養成講習会を修了した方

会員みんなでつくる ファミリー・サポート・センター

地域の中で、子育ての援助を受けたい方（子どもを預けたい方）と子育ての援助を行いたい方（子どもを預かりたい方）とが会員となり、会員同士の相互援助活動を行う事業です。アドバイザーが援助活動の調整を行います。

この事業は、西東京市より委託を受け
西東京市社会福祉協議会が運営するものです。

お問合せ・お申し込み

西東京市ファミリー・サポート・センター
TEL：042（438）4121　FAX：042（438）3772
〒202-0013 西東京市中町1－6－8 保谷東分庁舎内
社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会

ファミリー・サポート・センター事務局受付時間

月～金曜日　8：30～18：00
（土・日・祝日・年末年始は休み）

援助活動時間

6：00～23：00
（活動日は、月～日曜日）

利用料金（サポート会員への報酬）

●月～金曜日　8：30～17：00
1時間当たり800円
●月～金の時間外・土・日・祝日・年末年始
1時間当たり1000円





西東京市 ファミリー・サポート・センター

地域から生まれる 支えあいの子育てを



社会福祉法人　西東京市社会福祉協議会
西東京市ファミリー・サポート・センター